

この解答速報の著作権はT A C (株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

※ 解答の記号は本問における難易度を示している。

A : 確実に取る B : A, C以外 C : 取れなくてもよい

第 1 問 答 案 用 紙<1>

(租 税 法)

問題 1

問 1 A

PがA社に対し，使用人として提供した役務は，雇用契約に基づく給与を対価として提供されるものであり，課税仕入れに該当しないため（消費税法2条1項12号），A社において，仕入税額控除の対象とならない（同法30条1項）。

問 2 B

全壊した彫刻の廃棄は，800万円が令和5事業年度の損金の額に算入される（法人税法22条3項3号）。また，損害賠償金の受取は，800万円が令和5事業年度の益金の額に算入される（同法22条2項）。

問 3 B

Qによる絵画の売却は，長期譲渡所得に該当し（所得税法33条3項2号），Qの譲渡所得の金額は，総収入金額3,000万円から取得費450万円（同法60条1項1号）及び特別控除額50万円を控除した2,500万円である（同法33条3項，4項）。

問 4 A

A社が受領した固定資産税の還付金及び法人税・固定資産税の還付加算金は，令和5事業年度の益金の額に算入される（法人税法22条2項）。また，法人税の還付金及び過少申告加算税は，益金の額に算入されない（同法26条1項1号，2号）。

第 1 問 答 案 用 紙<2>

(租 税 法)

問題 2

番号	○×欄	記述欄
① A	×	A社において、令和4事業年度の所得の金額の計算上、欠損金額 1,200万円は、全額が損金の額に算入される（法人税法57条1項, 11項1号イ）。
② B	×	A社において、令和5事業年度の所得の金額の計算上、退職手当は、全額が損金の額に算入される（法人税法22条3項2号, 34条1項, 2項）。
③ A	○	所得税法30条2項, 5項1号
④ B	○	法人税法25条の2第1項, 2項, 3項
⑤ A	×	A社において、消費税法上の課税標準は、機械装置の譲渡時の対価の額7,000万円である（消費税法28条1項）。

この解答速報の著作権はT A C (株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

※ 解答の記号は本問における難易度を示している。

A : 確実に取る B : A, C以外 C : 取れなくてもよい

第 2 問 答案用紙<1>
(租税法)

問題 1

[問] 1.

C	31,000 株
	80,000 株

[問] 2.

(租税公課に関する申告調整)

	加算すべき金額	減算すべき金額
[資料] 5. (2) 及び(3) について	B 921, 100	, ,
[資料] 5. (4) 及び(6) について	B 78, 335, 900	, ,

(役員及び使用人の給与に関する申告調整)

	加算すべき金額	減算すべき金額
[資料] 6. について DとGの給与	C 3, 000, 000	, ,
上記以外の項目	C 9, 000, 000	, ,

(売上高及び売上原価に関する申告調整)

	加算すべき金額	減算すべき金額
[資料] 7. について	B 1, 200, 000	, ,

(受取配当等及び預金利子に関する申告調整)

	加算すべき金額	減算すべき金額
[資料] 8. について	A , ,	3, 450, 000

第 2 問 答 案 用 紙<2>
(租 税 法)

(株式の売却に関する申告調整)	加算すべき金額	減算すべき金額
[資料] 9. について	A <input type="text" value=" , ,"/>	<input type="text" value="50,000,000"/>

[問] 3.

A	①	法人税額	54,312,824
---	---	------	------------

A	②	差引確定法人税額	35,769,300
---	---	----------	------------

[問] 4.

C	①	繰延税金資産	△136,980,000
---	---	--------	--------------

C	②	自己株式	△100,000,000
---	---	------	--------------

問題 2

[問] 1.

(減価償却に関する申告調整)	加算すべき金額	減算すべき金額
[資料] 1. について	C <input type="text" value="71,667"/>	<input type="text" value=" , ,"/>

[問] 2.

(繰越欠損金に関する事項)

[資料] 2. について	B	繰越欠損金の当期控除額	<input type="text" value="10,200,000"/>
	C	翌期へ繰り越す欠損金の金額	<input type="text" value="10,190,000"/>

第 2 問 答 案 用 紙<3>

(租 税 法)

問題 3

(単位：円)

[問] 1. (1) 給与所得の金額	A 5,380,000
(2) 退職所得の金額	A 6,000,000
(3) 配当所得の金額	A 3,000,000
(4) 不動産所得の金額	A △1,700,000
[問] 2. 土地建物等の譲渡に係る譲渡所得の金額	B 89,000,000
[問] 3. 損益通算後の総合課税の対象となる所得の金額の合計額	C 7,380,000
[問] 4. ①から④までの所得控除の金額の合計額	C 1,590,000

第 2 問 答案用紙<4>
(租 税 法)

問題 4

(単位：円)

[問]

- | | |
|---|--------------------------|
| (1) 課税標準額に対する消費税額 | A 312,039,000 |
| (2) 課税売上割合の計算式の分子の金額 | A 5,100,500,000 |
| (3) 課税売上割合の計算式の分母の金額 | A 5,103,382,000 |
| (4) 課税仕入れ等に係る消費税額の合計額 ※ 別解あり | B 283,389,600 |
| (5) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等
にのみ要するもの | B 279,926,400 |
| (6) 課税仕入れ等に係る消費税額のうちその他の資産の
譲渡等にのみ要するもの ※ 別解あり | B 46,800 |
| (7) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等
とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの | B 3,416,400 |
| (8) 貸倒れに係る税額 | A 312,000 |

※ 別解について

本問の従業員社宅用マンションの建物の取得は，課税仕入れに該当する（消費税法2条1項12号）ものの，居住用賃貸建物の取得に該当することから，その課税仕入れ等の税額については，仕入税額控除の対象とならない（同法30条10項）。しかしながら，あくまで本取引から生じる消費税額 3,900,000(*1)は，仕入税額控除の対象とならないのであり，課税仕入れ等に係る消費税額に含まれるものとも考えられるため，この考え方に基づくと下記解答となり得る。

$$(*1) 55,000,000 \times \frac{7.8}{110} = 3,900,000$$

- | | |
|--|-------------|
| (4) 課税仕入れ等に係る消費税額の合計額 | 287,289,600 |
| (6) 課税仕入れ等に係る消費税額のうちその他の資産の譲渡等
にのみ要するもの | 3,946,800 |